

指標

新公益法人制度改革による弊害

副会長
深澤 雅則

はじめに

公益法人制度改革に関しては北海道医師会会員に北海道医報、その他でも概略さえも余りお知らせしていなかったように思う。

当会は平成25年4月1日から非営利型の一般社団法人としてスタートしたが、何故公益社団法人とならなかったのか。一方、今回の新公益法人制度改革によって医師会運営にとっても不都合な部分が多々ある事などを述べてみたいと思う。

1. 公益法人と一般社団法人

当会としてどちらの法人を選択すべきか、平成22年7月25日に第1回定款等検討委員会を開催し、その後平成24年7月7日まで合計7回に及ぶ検討委員

会を行って最終答申案をまとめた。

この改革案は平成20年1月11日に法案が閣議決定し、平成20年12月1日の施行日から5年間、すなわち平成25年11月30日までに道庁に届け出なければ今までの法人は解散扱いということになるのである。

公益法人に移行するには当会の諸事業「公益事業・共益事業・収益事業」のうち公益事業の比率が50%以上なければ公益法人としては認められないという規定である。

検討委員会での当会の公益事業比率は34%であった。その後他県の状況を参考に最大限公益区分の見直しをしても48%止まりで、会員向け保険収入やテナントビルの収益事業を止めてしまう訳には行かず、そこで平成25年4月1日から「非営利を徹底した一般社団法人」に移行したわけである。

2. 公益法人と非営利型一般社団法人のメリット、デメリット

当会としては公益目的事業比率が50%を超えないこと、公益法人となっても毎年、公益目的事業比率が50%以上維持出来なければ公益目的財産を1ヵ月以内に類似公益法人に寄付しなければならない等、解散の危険が伴う。

それに比べて非営利型一般社団法人の方が法人の自主的運営が可能で、収益事業についてのみ法人税課税がされる程度である(表1)。

3. 公益法人制度改革による弊害

今までの制度であれば3月と9月に代議員会を開催し、半年に1度開く事で諸問題に対し丁度良い具合に議論ができた。しかし今回の制度では、3月の事業年度終了から、事業年度終了後3ヵ月以内に当

表1 公益社団法人と非営利型一般社団法人の比較

	公益社団法人	非営利型一般社団法人
メリット	<ol style="list-style-type: none">1. 寄付を行う者への税制上の特典がある2. 収益事業からのみなし寄付金制度がある3. 公益性による社会的な信用の向上	<ol style="list-style-type: none">1. 公益目的支出計画以外は法人の自主的運営が可能2. 遊休資産の保有制限がない3. 理事・監事の選任には制約がない4. 収益事業についてのみ法人税課税がされる
デメリット	<ol style="list-style-type: none">1. 公益目的事業を毎年50%以上継続する必要がある2. 遊休資産の保有制限がある3. 公益性を持続出来ない場合、公益目的財産を類似公益法人へ1ヵ月以内に寄付しなければならない4. 道庁機関への報告や立入検査の実施がある5. 事務負担が一般社団の2倍以上	<ol style="list-style-type: none">1. 理事・監事の役員報酬は定款にその額を決めておくか社員総会の決議が必要2. 収益事業から公益事業への繰入金の優遇税制の適用がない3. 受取利子に対して源泉所得税が20%課税される

該年度の決算書類及び事業報告について理事会承認を経て代議員会（社員総会）の承認を得なければならないことが規定されている。

当会では従来同様に、次年度の事業計画と予算を上程する3月の代議員会の後に6月に決算のための代議員会を開催しているが、3ヵ月足らずでは議論すべき議題も品薄の感が否めない。6月から翌年3月まで代議員会が開かれず問題が生じた場合には対応が難しい。

日本医師会においても同様で、特に2年に1度行われる役員改選の年には6月に選挙が行われるため日本医師会の会内委員会は4月から半年近く全く開催されず、休眠状態となる。

官公庁や他団体の委員となっている先生方は、その任期が以前から慣例で4月末か5月末が多く6月

に改選される場合、新年度の役員として任命されないため委員会が2～3ヵ月空白となってしまふ。

今回の公益法人改革では理事会の権限が拡大されたので軽微な方針転換については代議員会を開催しなくても理事会の承認で済むという利点があるが、全体を見ると4月から新年度が始まる以前の制度とは時期が合わず、数ヵ月から半年近く機能不全に陥っている事実がある。

このような状況を長年に渡って続けるのはかなりの損失であり、法の一部改正が望まれるが、当会としても良い方法を考えなければならないと思っている。

妙案のある方はぜひ御提言していただきたいと思ひます。

お知らせ

病院または老人保健施設等を開設する医療法人の 運営管理指導要綱の改正について

-医療法人の遊休資産が「特別な事情」があれば貸貸可能となります-

◇医業経営・福利厚生部◇

医療法人の資産は、医療法第41条の規定により、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないこととされており、その資産管理の留意事項は「医療法人の運営管理指導要綱」に示されております。

今般、「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、医療法人の遊休資産の活用に関して通知の一部が改正され、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産または処分することが困難な資産については、事業として行われていないと判断される程度において、貸貸することも差し支えないとされました。

ただし、「医療法人の社会的信用を傷つける恐れがないこと」、「開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げる恐れがないこと」とされており、ご留意願ひます。

また、遊休資産の貸貸による収入は損益計算書においては事業外収益として計上されるので、都道府県に対しては適宜確認し、必要に応じ指導するよう要請しております。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

記

○ 厚生労働省 医療法人・医業経営ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000086458.pdf>